

弥富市公立保育所の民営化基本方針

令和4年1月

【令和7年4月改訂】

弥 富 市

弥富市公立保育所の民営化基本方針

はじめに

近年、人口減少・少子高齢化の進展、核家族化の進行など、保育を取り巻く状況も変化してきており、保護者の就労機会の増加による保育需要の増加だけではなく、就労形態も多様化していることから、延長保育や一時保育など保育サービスの一層の充実が求められています。

そうした中、本市では令和7年3月に5年間の子育て支援の指針となる「弥富市こども計画」を策定し、「こどもの未来をはぐくむまち・弥富」を基本理念に、関係部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進しているところです。

一方、本市では、平成18年から5度にわたり策定してきた行政改革大綱に基づき、「民間活力の効果的な活用」を重点推進項目の一つとし、民間に委ねることによって効率化が図れることなどを見極めた上で、民間委託等を推進してきました。

本市の保育は、平成26年度には、9か所の公立保育所で担っていましたが、平成27年度から市内私立幼稚園が認定こども園に移行し、さらに令和7年度からひので保育所を民間移管するとともに、認定こども園に移行し本市の保育の一翼を担っています。

そうしたことも踏まえながら、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的とした「弥富市公立保育所の民営化基本方針」を作成しました。

1 保育の現状と課題

(1) 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の児童の人口は、年々減少しており、令和7年4月1日現在で1,759人となっており、令和2年度と比べ263人減少しています。

(単位：人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
0 歳	319	309	322	319	277	275
1 歳	331	310	299	312	316	268
2 歳	341	320	310	298	309	310
3 歳	341	337	307	309	298	310
4 歳	338	337	333	311	307	288
5 歳	352	335	331	331	313	308
合 計	2,022	1,948	1,902	1,880	1,820	1,759
前年比	▲46	▲74	▲46	▲22	▲60	▲61

備考 児童数は、各年度4月1日現在

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、令和6年は294人となっています。

(単位：人)

H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
336	339	323	333	281	294

資料：市民課

(3) 乳幼児の人口の推計（0歳児～5歳児）

本市の乳幼児人口を、令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計すると、0歳児～5歳児までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

(単位：人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0 歳	291	285	279	274	271
1 歳	270	284	278	272	267
2 歳	313	267	281	275	269
3 歳	305	309	264	277	271
4 歳	297	304	308	263	276
5 歳	306	296	303	307	262
合 計	1,782	1,745	1,713	1,668	1,616

資料：弥富市こども計画

(4) 公立保育所及び私立認定こども園（保育部）の入所状況

市内には、保育所が8施設、認定こども園が2施設あり、保育所は全て市直営、認定こども園は学校法人が運営しています。

公立保育所の入所児童数は、令和7年4月1日現在、673人で定員に余裕があります。

入所率の低い保育所は、栄南保育所が54.0%、次いで大藤保育所が58.3%となっています。

一方、入所率の高い保育所は、西部保育所が87.5%、次いで白鳥保育所が76.4%となっています。

私立の認定こども園ひのではばたきこども園（保育部）は、定員を大きく下回っています。

市全体での入所児童数の推移は、本市の就学前児童数が減少しているため減少しています。

また、公立保育所と私立認定こども園（保育部）の入所児童数の推移は、公立保育所は令和2年度と比較し31.5%減少しているのに対し、私立認定こども園（保育部）は74.3%増加しています。これは、ひので保育所を民間移管したことが影響しています。

○公立保育所、私立認定こども園（保育部）の定員及び入所児童数

(単位：人)

学区等	公 立			私 立		
	施設名	定員	入所児童数	施設名	定員	入所児童数
白鳥学区	白鳥保育所	140	107 (2)			
弥生学区	弥生保育所	200	143 (2)			
	西部保育所	80	70 (0)			
桜学区	南部保育所	160	114 (6)			
日の出学区	桜保育所	160	100 (3)	認定こども園 ひのではばたきこども園	230	123
大藤学区	大藤保育所	60	35 (0)	認定こども園 弥富はばたき幼稚園	70	67
栄南学区	栄南保育所	50	27 (1)			
十四山地区	十四山保育所	120	77 (2)			
合 計		970	673 (16)		300	190

備考

- 1 入所児童数は、令和7年4月1日現在。市外からの受託児童を含む。
- 2 () 内は、入所児童数のうち私的契約児童数
- 3 弥富はばたき幼稚園及びひのではばたきこども園は、保育部のみの児童数

○公立保育所、私立認定こども園（保育部）の入所児童数の推移

(単位：人)

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
公立保育所	982	953	946	887	862	673
私立認定こども園	109	108	68	66	65	190
合 計	1,091	1,061	1,014	953	927	863

備考 入所児童数は、各年度4月1日現在。市外からの受託児童を含む。

(5) 私的契約児の状況

私的契約児は、3歳以上児で保育給付認定（2号認定^{*1}）を受けない児童が、定員に余裕がある場合に限り、保育所の入所を認めるものです。

令和7年度からひので保育所が民間移管され、認定こども園に移行したことにより、保育料が無償化の対象となる教育給付認定（1号認定^{*2}）を受けての入所となったため減少しましたが、私的契約児は、普通交付税の基準財政需要額に算入されないため、保育料を除いた運営費が全て市負担となっています。

今後も引き続き私的契約児を解消し、保育所を認定こども園化することによって、保育料が無償化の対象となる教育給付認定（1号認定）を受けての入所に転換していく必要があります。

○私的契約児童数の推移

(単位：人)

R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
36	33	30	35	30	16

備考 入所児童数は、各年度4月1日現在

*1 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

*2 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの

(6) 市外の保育所への通園状況

市内在住の児童は、特別な理由がある場合に、市外の保育所へ通園することがあります。主に、愛西市の私立保育園に通園しています。

これを広域保育といますが、市外の保育所への通園児童数は、年々減少傾向にあります。

○市外保育所通園児童数の推移

(単位：人)

R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
49	40	37	38	34	29

備考 通園児童数は、各年度 4 月 1 日現在

(7) 公立保育所の職員の状況

令和 7 年 4 月 1 日現在の公立保育所に勤務する職員は、正規職員が保育士 78 名、調理員 6 名、会計年度任用職員等が保育士等（延長保育対応無資格者を含む。）160 名、調理員 10 名となっています。

調理員は、正規職員、会計年度任用職員いずれも給食調理業務委託が進むことにより、今後も減少していくことが見込まれます。

(8) 公立保育所の建設年度

弥生保育所、白鳥保育所は、比較的新しい保育所ですが、西部保育所、南部保育所、大藤保育所、栄南保育所は、建設後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

今後は、弥富市公共施設等総合管理計画及び弥富市公共施設再配置計画に基づき、施設の長寿命化を計画的に進めていく必要があります。

保育所名	延床面積（㎡）	建設年度	経過年数
白鳥保育所	1,562	2014	10
弥生保育所	1,806	2010	14
西部保育所	733	1977	47
南部保育所	1,445	1979	45
桜保育所	1,297	1986	38
大藤保育所	1,137	1978	46
栄南保育所	907	1976	48
十四山保育所	1,789	1986	38

(9) 保育所の運営費

公立保育所の運営経費は、平成 16 年度からは国が負担していた保育所運営費の国庫負担金が三位一体改革により一般財源化され、全額が市負担となりました。

なお、その運営費は普通交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税で交付されますが、不交付団体になれば、全額が市負担となります。

一方、私立保育所は、国・県・市が負担する公定価格により運営されています。公定価格は、施設の定員規模や地域により国が定めています。公定価格の国・県・市の負担割合は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 を負担する仕組みとなっています。

2 保育所の民営化の手法

民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、特長は次のとおりです。

- 移管：公立保育所を廃止し、民間の保育所を新設するものです。（民設民営）

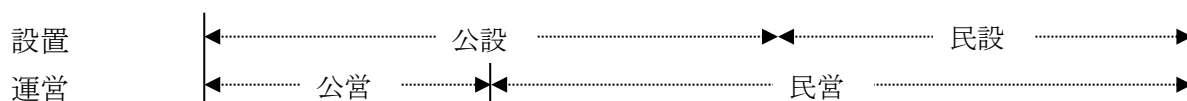
設置主体、運営主体ともに市から法人に変更となります。

土地は貸与、建物は譲渡するケースが多くなっています。

- 委託：公立保育所のまま、運営のみ委託するものです。（公設民営）

運営主体のみ市から受託者（指定管理者含む。）に変更となります。

土地・建物とも市所有のままとなります。



方 式	直営（公設公営）	委託（公設民営）	移管（民設民営）
保育所	公立（市立）保育所		民間（私立保育所）
設置主体	弥富市		社会福祉法人 （学校法人、NPO、株式会社）
運営主体	弥富市	受託者 （指定管理者）	法 人
施設（土地）	市所有		市所有（貸与）
施設（建物）	市所有		譲 渡
職 員	市職員（公務員）	法人職員	
運営費	一般財源	一般財源 （委託料）	保育所運営費（公費負担）

【主な違い】

- ・移管の場合は、完全な民間保育所となり、保育所運営費を国・県・市が負担します。
運営費は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が1/2、県が1/4、市が1/4負担することになりますが、普通交付税も減額されます。
- ・委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者（指定管理者含む。）に委託料を支払って運営委託することになります。
委託料は、運営費に相当し、国・県の公費負担はなく全額市負担となりますが、普通交付税の措置があります。直営よりは人件費が安いというメリットがあるとして実施している自治体もあります。
- ・移管の場合は、法人が保育所を廃止しない限り保育所は存続しますが、委託の場合は、期間に制限を設け、その都度受託者を公募により決定するケースが多くなっています。
- ・委託の場合は、土地・建物とも市所有のままなので、修繕等維持経費は通常市が負担することになります。

3 民営化に対する基本的な方針

(1) 実施方針

- ① 公立保育所の民営化を進めるに当たっては、保護者、市民、議会等へ情報提供や協議を行い、説明責任を果たすとともに、不安や懸念の払拭に努め、円滑に移行できるよう十分配慮します。
- ② 公立保育所の民営化は、単に運営費の削減のみを目的とするのではなく、公立保育所と私立保育所それぞれの役割を十分に発揮し、結果として本市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的とします。
- ③ 現在の公立の8保育所のうち、公立保育所の地域における子育て支援の拠点としての機能と役割を考慮しながら、原則として各小学校区等に一つの公立保育所を配置できるように配慮します。
- ④ 民営化後の移管先の施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、経過年数が少ない保育所を対象とします。
- ⑤ 民営化後の保育所は、認定こども園への移行を前提として、移管先を選定します。

(2) 民営化の手法について

民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、次の理由により、本市の民営化の手法は、「移管」により行い、民設民営へ移行するものとします。

- ① 「移管」では、公立保育所には対象とならない国・県の負担金の交付対象となりますので、運営費にかかる財源が確保しやすくなります。

また、施設の増改築や大規模修繕についても、国の補助制度が活用できます。

- ② 「委託」では、多様化する保育ニーズに対応するための保育内容等の変更等でも、運営主体の市との協議が必要となるなど、民間の特色であるノウハウを活かした迅速かつ柔軟な対応が発揮しにくくなります。

また、施設の増改築や大規模修繕は、全額市負担となります。

(3) 移管先の選定について

移管先は、保育運営に実績のある社会福祉法人又は学校法人を対象に公募し、プロポーザル（企画提案）方式とします。

(4) 民営化する保育所の土地・建物等

土地は有償貸与、建物及び備品類は無償譲渡を原則とします。

(5) 移管先に求める保育内容等

民営化後の保育内容については、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、市民の保育ニーズの把握に努め、それに応えるべく保育サービスの向上を図ります。

(6) 移管先への引継ぎ

移管に当たっては、入所児童に配慮し、環境の変化を穏やかにするために、約1年間の引継期間を設けて、保育移管先の保育士と公立保育所の保育士による引継保育を実施します。

(7) 民営化後の市の役割

市は、公立保育所の民営化後も職員が訪問し、移管条件が守られているかどうか等保育所の状況を確認するとともに、施設長等から保育の実施状況等を聴き、必要に応じて指導や助言を行う等、移管後のフォローにも十分配慮します。

(8) 職員の処遇について

民営化の実施に当たり、民営化となった保育所に在籍する正規職員については、他の公立保育所への配置換えを行います。

また、職員の入れ替わりに伴う環境の変化を最小限に抑えるため、会計年度任用職員のうち引き続き移管先での勤務を希望する者については、優先的に雇用するよう移管先に対して要請します。

4 各保育所の民営化等の方針

全ての公立保育所についての民営化等の方針は、次のとおりです。

■民営化等方針

保育所名	方針	実施内容
白鳥保育所	公設公営	公立保育所として継続
弥生保育所	民営化	民間の事業者を公募し、民間法人に移管し民営化する。 (認定こども園へ移行)
西部保育所	公設公営	公立保育所として継続
南部保育所	公設公営	公立保育所として継続
ひので保育所	民営化	令和7年度から認定こども園ひのではばたきこども園として運営開始
桜保育所	公設公営	公立保育所として継続
大藤保育所	公設公営	公立保育所として継続
栄南保育所	公設公営	公立保育所として継続
十四山保育所	公設公営	公立保育所として継続

■民営化実施のスケジュール

実施時期	内容
当該年度－4年度	議会への説明
当該年度－3年度	保護者等への説明 移管法人候補者の公募 選定委員会の設置 移管法人候補者の決定 関連議案議決
当該年度－2年度	移管法人等関係機関との調整（随時）
当該年度－1年度	財産処分の手続（土地・建物・備品類） 引継保育の実施
当該年度4月	民営化実施